

特定医療費（指定難病）助成事業について

■事業の経緯

難病の患者に対する医療等に関する法律第 40 条の規定に基づく大都市特例により、平成 30 年 4 月から現在都道府県が実施している難病関係事務の権限が指定都市に移譲される。

○権限移譲が予定されている難病関係事務

- ▶ 特定医療費（指定難病）の支給に関する事務
⇒新規事業。準備のための経費を平成 29 年度に予算要求。
- ▶ 療養生活環境整備事業に関する事務
 - ・ 難病相談支援センター …本市では既に難病患者支援センター事業実施済み。
 - ・ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 …本市では既に事業実施済み。
 - ・ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 …新規事業。但し、予算要求は平成 30 年度からを予定。

■事業の概要

- ・ 特定医療費（指定難病）の支給
…国が定める 306 の指定難病に罹患する患者の申請に基づき、医療費助成を行う。
- ・ 療養生活環境整備事業
…難病の患者・家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護を行うことにより、療養生活の質の維持向上を図る。

■事業費

平成 30 年度当初から特定医療費（指定難病）の支給に関する事務を確実かつ円滑に開始できるように、29 年度において準備に必要な経費を計上している。

- 費 目 衛生費／公衆衛生費／疾病予防対策費
- 事業名 特定医療費（指定難病）助成事業（新規）
- 要求額 61,973 千円
- 事業費の内訳

- ▶ 医療費助成システム導入経費：52,500 千円
医療費の受給申請から、審査、認定、受給者証の発行、医療費の支給に至るまで、受給者の管理運用に必要な電算システムの導入に要する費用
- ▶ 支給認定協議会及び審査会経費：758 千円
指定難病の支給認定の審査に要する費用
- ▶ 受給者証発行関係経費：4,825 千円
市内の既受給者への受給者証発行に要する費用
- ▶ その他事務補助及び準備に要する経費：3,890 千円

■平成 30 年度以降の展開

平成 30 年度以降、堺市において特定医療費（指定難病）支給認定業務を行うこととなる。医療費の財源としては、難病医療費等国庫負担金として 2 分の 1 の国庫補助が見込まれている。

○平成 30 年度に予想される堺市の特定医療費（指定難病）医療費助成の事業規模

- ▶ 受給者数：約 1 万人
- ▶ 医療費総額：約 15～20 億円